

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミクロネシア	ミクロネシア連邦政府に対する 贈与に関する日本国政府とミク ロネシア連邦政府との間の交換 公文	ミクロネシアの経済の構造改善努力推進及び債務問題 を含むミクロネシアの経済困難緩和に寄与するため、 両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入す るための資金を贈与すること。ナルギー導入計画を実施 するための資金を贈与すること。ナルギー導入計画を実施 する	200,000千円 -----	H21.1.21 パリキー ルで (同日)	日本側 佐藤昭治在ミクロ ネシア大使 ローリソン ミクロネシア側 外務大臣 ・ S・ロバート外務大臣	H21.2.3 26号
ミクロネシア	太陽光を活用したクリーンエネ ルギー導入計画のための贈与に 関する日本国政府とミクロネシ ア連邦政府との間の交換公文		530,000千円 H22.12.31まで	H21.12.8 パリキー ルで (同日)	日本側 佐藤昭治在ミクロ ネシア大使 ミクロネシア側 ローリソン	H21.12.17 576号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。